

千葉県市長印

## 終活に係る業務の支援に関する協定書

山武市（以下「甲」という。）及び株式会社鎌倉新書（以下「乙」という。）とは、甲における終活に係る業務の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲が終活に係る業務を実施するにあたり、乙が甲に必要な支援を行うことで、住民の方々への終活に関するサービス提供の質を向上させることを目的とする。

### （内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、以下の内容の支援を行う。

支援内容	次の各号の支援を行うことを基本とし、実際に行う具体的な支援の内容は甲乙協議の上で別途定める。 (1) 甲の住民の方々への終活に関する情報発信 (2) 甲に係る職員に対する終活に関する研修実施 (3) 甲の住民の方々、甲に係る職員への終活に関する相談対応 (4) 乙によるエンディングノートの制作・印刷・納品（仕様については別紙1のとおり。）
費用負担	1. 「支援内容」(1)乃至(3) 甲の費用負担が発生する場合は、別途契約書を締結する。 2. 「支援内容」(4) 制作・印刷・納品のほか、その運搬はいずれも乙の費用負担により実施する。ただし、印刷開始後、甲の希望により仕様変更等が生じた場合、甲乙協議の上、費用の負担割合を決定する。なお、エンディングノートの仕様については「別紙1」、その他エンディングノートに関する合意事項は「別紙2」に定める。
協定の有効期間	本協定締結日から令和7年3月31日までとする。 ただし、終了日の3か月前までに甲乙いずれからも申出がなければ同条件で本協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
その他	1. 甲乙いずれも本協定の実施に際し得た相手方の機密情報を厳に秘密として管理するものとし、相手方の同意なく公開し又は本協定の目的以外の目的で利用してはならない。 2. 乙は、自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団ではないことを誓約し、仮にこの誓約に反する場合は本協定が解除されることに何らの異議も唱えることはできない。



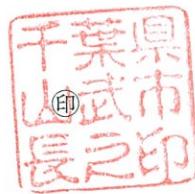
(その他の事項)

第3条 この協定に定めのない事項で協議する必要が生じたとき及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は協議して必要な事項を決定するものとする。

この協定を証するものとして、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年9月7日

甲 千葉県山武市殿台 296 番地  
山武市  
山武市長 松下 浩明



乙 東京都中央区京橋2丁目14-1  
兼松ビルディング3階  
株式会社鎌倉新書  
代表取締役 小林 史生



(別紙1)

エンディングノート仕様書

山武市エンディングノート官民協働発行に関する仕様書

冊子名	エンディングノート
規格・色	中綴じ冊子/A4 サイズ／フルカラー両面印刷
紙質	上質紙 90 kg(予定)
総ページ数	44 ページ程度とし、協議の上、決定とする
広告ページ数	上限 10 ページ程度（協議の上、決定とする）
発行部数	1,500 部
発行回数	1 回
納品回数	1 年に 1 回
納品日	令和 5 年 12 月 29 日まで
配布期間	令和 5 年 1 月 4 日から令和 7 年 3 月 31 日
配布対象者	市民、窓口に来られた方
発行元	山武市
納品先	〒289-1392 千葉県山武市殿台 296 番地 山武市役所 保健福祉部 高齢者福祉課

1. 校正は 2 回とする。
2. 乙は、納品日から配布終了までの期間において、落丁及び乱丁などあれば必要に応じてその差し替え要望に対応する。
3. 全ての内容は関係法令で定める基準に準拠したものでなければならない。
4. 乙は、納品物に不備がない限り、当該納品物を引き取らないものとする。
5. 別途 PDF データも納品する。



## エンディングノート制作に関する合意事項

### 1. エンディングノートの制作手続きについて

- (1) 甲は、乙の指定する時期までに、エンディングノートに掲載することを希望する事務手続き等に関する情報を電子データにて提供するものとする。
- (2) 乙は、前号の電子データを活用してエンディングノートを制作する。この制作にあたって乙は自らの責任と負担で第三者に再委託を行うことができ、その場合は本協定によって乙が負担する各義務を当該第三者にも負担させなければならない。
- (3) 乙は、前号のエンディングノートの制作に際して、別紙1仕様書に定める範囲内のページ数で当該エンディングノートに掲載する広告の出稿元・出稿料を自らの裁量で決定することができる。ただし、次の各号に定める条件を満たしたものでなければならない。
  - ① 掲載する広告の内容が公序良俗に反する等により甲の基準上不適当なものとはなっておらず、また甲において広告掲出要綱の定めがある場合には当該広告掲出要綱において定められている広告内容の制限に抵触しないものであること。
  - ② 甲において広告審査会その他の広告審査を行う機関が存在する場合は、当該機関の判断により広告の掲載が拒絶され得るものであることを予め乙において広告出稿予定先に説明を行っていること。
  - ③ 広告内容に関する責任は広告主において負担するものとされていること。

### 2. エンディングノートの権利関係及び機密保持・情報公開

- (1) 本協定により制作されるエンディングノートは、乙が甲に納品した後は当該エンディングノートの所有権は甲に移転するものとする。ただし、当該エンディングノート内の乙が発案したデザインや広告の知的財産権は乙に留保されるものとする。
- (2) 甲乙いずれもエンディングノートの制作に際し得た相手方の機密情報を厳に秘密として管理するものとし、相手方の同意なく公開し又は本協定の目的以外の目的で利用してはならない。本規定は協定終了後も存続するものとする。
- (3) 甲が本協定に関してプレスリリースを希望する場合は、乙が東証プライム上場企業であり当該プレスリリースに当たり併せて東証での開示を行う必要が生じる可能性があることから、事前に協議をしてその内容・時期を決定するものとする。

### 3. 特記事項

甲は、自らのWebサイトに情報掲載を行う等により、乙による広告主の募集の支援を行うことができる。

以上

